

○国土交通省告示第百九十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十七条の十第四号の規定に基づき、二十分間防火設備の構造方法を次のように定める。

令和元年六月二十一日

国土交通大臣 石井 啓一

二十分間防火設備の構造方法を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第三百三十七条の十第四号に規定する二十分間防火設備の構造方法は、次に定めるものとする。

一 建築基準法（昭和二十五年法律二百一号。以下「法」という。）第二条第九号の二口に規定する防火設備とすること。

二 法第二十七条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備とすること。

三 建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後二十分間加熱面以外の面（屋内に面するものに限る。）に火炎を出さないものとして、法第六十一条の規定による国

土交通大臣の認定を受けた防火設備とすること。

附 則

- 1 この告示は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年六月二十五日）から施行する。
- 2 防火地域又は準防火地域内にある建築物の外壁の開口部の延焼のおそれのある部分に設ける防火設備の構造方法を定める件（平成二十七年国土交通省告示第二百五十七号）は、廃止する。